

主な項目	Ⅰ いじめの防止等の対策の基本的な方向	Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容	Ⅲ その他の対策の具体的な内容
	<p>I いじめの防止等の対策の基本的な方向 基本理念(条例第3条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。</p> <p>②子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。</p> </div> <p>Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容 1 いじめの防止に向けた学校の取り組み 全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があると考え、全員を対象としたいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動ができるような授業づくりや集団づくりを行う。児童自らがいじめ防止に係る自主的・自発的活動を進める。また、わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを工夫することにより、学校生活を楽しいものにする。</p> <p>(1)児童自らがいじめについて学び、自主的・自発的に取り組む。 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。</p> <p>①蘇南中校区子ども笑顔サミットの開催(児童会活動の交流 主にあいさつやよいとこ見つけ) ②児童組織によるいじめ防止に関する取り組み、委員会による呼びかけ等の活動。「土田っ子宣言」の継承 《1 進んであいさつをします、2 人をいたわります(思いやりの心)、3 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います、4 がまんをします、5 いじめをしません、6 ルールは守ります、7 夢に向かって頑張ります》 執行・生活委員会による「あいさつ運動」(伝統の正門付近でのあいさつロード活動の継続) 「土田小における児童会活動の三本柱」の実践 《あいさつ、黙って掃除、歌声》 ③「いじめ防止パンフレット」等を活用した授業によるいじめについての理解 ※道徳を通して「思いやりの心」の涵養 ※朝の会、帰りの会での「よいとこ見つけ」による心の指導。</p> <p>(2)いじめに向かわない態度・能力の育成 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、「地域の先生」による体験活動等の推進により児童の社会性を育む。体験の中でお互いの気持ちや立場を理解し認め合う態度を養う。</p> <p>①本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進 ※147人(約33%)の外国籍児童と共に学ぶ学校として、日常活動の中で「どの子ども同じ、国籍は違っても、共に幸せになる権利をもっている」という意識を高める。 ※登校見守り隊の方々や交通指導員さんたちとの関わりを通して、自分たちの身を守ってくださる方への感謝の気持ちを育てる。 ※全職員で研修を実施し、自己研修に努める。(人権教育に係る研修等)</p> <p>②人権感覚、人権に対する意識を高める「土田っ子宣言」「児童会活動三本柱」の継承 ※「キラリ賞」の授与等を通して、所属感・自尊感情等を涵養する。 ※「ばら教室KANI」との緊密な連携をとる。</p> <p>(3)インターネット、携帯及びスマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施 ①児童に対する情報モラル講座の実施、指導をする。 ②教職員に対する校内研修を行う。 ③保護者への研修会、講演会、取り組み(ノースマホォデーの実践)を実施する。</p> <p>(4)どの子ども学ぶ喜びを実感する授業づくり 〈ユニバーサルデザインの考え方を生かして〉掲示物の精選と翻訳文書の作成をする。 ①児童の学習に対する困り感に寄り添う指導 ②お互いの考えを認め合う人間関係のある学習集団づくり ③落ち着いた学習にいとめる学業指導(各学年の発達段階に応じた「聞き方」「話し方」話型指導。)</p>	<p>2 いじめの早期発見に関わる学校の取組 (1)通報及び相談を受け付けるための体制の整備 ①いじめを早期発見・早期対応するためのチェック 職員研修の実施により、職員が早期にいじめを認知できるようにする。 ②アンケート等による定期的な調査 ※QUアンケート(年2回)、心のアンケート(年2回)等の実施 ③教育相談の実施 ④情報収集の工夫 ⑤いじめの実態把握、取組状況の把握 ・生徒指導主事を中心としていじめの事案について具体的な事実の把握と共通理解をする。 ・保護者対応における協議会記録ファイルの作成と活用(報告・連絡・相談の徹底、組織的な対応、共通理解、事後指導への利用)をする。 ⑥いじめが発生しやすいと想定される場面への予防的対応(登下校中・休み時間)</p> <p>(2)学校相互間の連携協力体制 ①校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有 ②生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有</p>	<p>3 学校におけるいじめへの対処 (1)問題の解決に向けた取り組み【組織的な対応】 ①組織的な対応「いじめ対策委員会」の設置 いじめの防止等に関する対処を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。 ②解決に向けた児童への支援 ③保護者への適切な説明と支援 ④学級、学年全体及び学校全体への働きかけ ※保護者対応における協議会記録ファイルの作成と活用</p> <p>(2)インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備 (3)重大事態への対処(調査・措置)【組織的な対応・関係機関との密接な連携を重視する】</p> <p>4 当事者へのケア(見守り)と係わりのある児童・保護者へむけて組織的・継続的な対応</p> <p>Ⅲ その他の対策の具体的な内容 1 いじめに対する学校の「いじめ対策委員会」の設置と取組 『いじめ対策委員会』のメンバー 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学年主任 関係担任 スクールカウンセラー</p> <p>2 学校評価</p> <p>3 行政、地域や家庭との連携 ①学校教育課、子ども課(いじめ防止対策課)、スクールロイヤー等の指導や協力を得る。 ②学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、PTA総会や懇談会、校報「はとぶき」、個人懇談等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。 ③学校評議員会、民生児童委員の方々を中心に、地域の方からの意見や協力を取り入れる。</p> <p>4 基本方針の検証及び見直し</p> <p>※このプリントは、可児市立土田小学校における、「いじめ防止基本方針」の概略を示したものです。 ※「いじめ防止基本方針」について、1枚で概要をつかむために構成したものです ※「たくましく生きる土田の子～あたたかく・かしこく・ねばりよく～」(平成31年度学校教育目標)をめざします。</p>